

平成30年度における働き方改革に関する下請法違反実例

A社

船体ブロックの製造又は船体塗装を下請事業者に委託しているA社（本社高知県）は、自社の予算が決まっていることなどを理由に、下請事業者から見積書を提出させることなく一方的に単価を定め、また、下請事業者に必要な作業時間についても下請事業者と十分に協議せず、下請事業者の能力に対して短い納期での発注を行った。その結果、納期に間に合わせるために、下請事業者は休日勤務や残業を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加した。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革も妨げるものである。

B社

板ガラスや鏡の切断・研磨等を下請事業者に委託しているB社（本社東京都）は、自社の取引先から納期の短縮を求められた場合などに、下請事業者と十分に協議せず、当初発注した際の単価を見直さないまま、下請事業者の納期を短縮していた。その結果、下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、B社は通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革も妨げるものである。

C社

アスファルト合材の製造、アスファルト等の破碎作業等を下請事業者に委託しているC社（本社東京都）は、下請事業者的人件費を勝手に設定した上で単価を算出するなどして条件を決め、下請事業者が作業内容、単価等の条件の見直しを申し入れているにもかかわらず、決めた条件でできないのであれば今後は発注しないことを示唆して下請事業者に条件を承諾させるなど、下請事業者と十分に協議をせずに発注していた。その結果、下請事業者は自社のコスト構造に照らすと困難な条件で委託を受けざるを得なかった。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者が業務効率化により労働時間及び人件費を節減しても、その分の下請代金を減らすよう求められるとの懸念を生じさせ、下請事業者の働き方改革も妨げるものである。

D社

パンフレット等の印刷・製本を下請事業者に委託しているD社（本社香川県）は、自社の取引先から印刷に必要なデータの入稿が遅れたことを理由に、下請事業者と十分に協議せず、通常よりも短い納期を設定したにもかかわらず、従来の単価を見直さないまま発注していた。その結果、下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加することとなった。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

E社

アニメーションの原画の作成を下請事業者に委託しているE社（本社東京都）は、当初の見積りより作業量を増加して発注した場合に、当初の見積りのまま単価を据え置き、また、納期を見直していなかった。その結果、下請事業者は深夜残業等による対応を余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加した。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

F社

カーテン、ブラインド及びウェア類の加工を下請事業者に委託しているF社（本社秋田県）は、自社の取引先から納期の短縮を求められた場合に、下請事業者と十分に協議せず、当初発注した際の単価を見直さないまま、下請事業者の納期を短縮していた。その結果、下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加した。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。